

経済要録

国 内

◆外国為替及び外国貿易管理法の改正について

5月16日、参議院本会議において、外国為替及び外国貿易管理法の改正案が可決され、成立了。同法は「外国為替及び外国貿易法」と改称され、主な改正点としては、外国為替業務の自由化、資本取引に係る許可又は事前届出の廃止等が挙げられる（5月23日公布）。

◆証券取引審議会・総合部会の中間報告について

証券取引審議会・総合部会は、5月16日、同部会の下に設置された「投資対象」、「市場」、「市場仲介者」の各ワーキングパーティーの報告書からなる、同部会の中間報告書を発表した。（なお、同部会の最終報告書は、平成9年6月13日に発表。）

◆ノンバンクに関する懇談会の報告書について

ノンバンクに関する懇談会（大蔵省銀行局長の私的研究会）は、5月16日、報告書を発表した。同報告書の概要は以下のとおり。

ノンバンクに関する懇談会は、バブル崩壊後のノンバンクの状況、市場規律に立脚した透明性の高い金融行政への転換、金融システム改革の基本原則等を踏まえつつ、ノンバン

クの業務運営のあり方、その資金調達の多様化、消費者信用を巡る諸問題等について検討を行い、今般（平成9年5月16日）、報告書を取りまとめた。

I. ノンバンクの業務運営のあり方、資金調達の多様化等

1. 我が国のノンバンクの現状

- ・ ノンバンク全体の融資残高は、バブル期には高い伸びを示したが、平成3年3月末をピークに減少に転じ、平成8年3月末で約69兆円（全国銀行の約14%）となった。
- ・ 事業者向けノンバンクにおいては、バブル期に不動産関連融資等を中心に業容を拡大したが、バブル崩壊後、多額の不良債権を抱えているところが多い。他方、中小企業向け融資を専門に行い差別化を図ること等により、業容を拡大しているところもある。
- ・ 消費者向けノンバンクにおいては、消費者ニーズの多様化に応え、業容を拡大している。他方、消費者信用の分野においては、個人の自己破産件数が平成8年は、過去最高の約5万6千件となる等、多重債務問題が深刻化している。

2. ノンバンクの業務運営のあり方

- ・ ノンバンクは、国民のニーズが多様化する中で、その自由さと機動力を活かし、銀行等の預金受入金融機関（以下、「銀行等」という。）が扱ってこなかったニッチの分野

に資金提供する等、国民経済において重要な役割を果たしてきた。

- ・ 今後、ノンバンクは、バブル期にみられた不動産関連融資に過度に傾斜した安易な融資姿勢を改め、リスク管理の徹底を図ること等により、国民のニーズの多様化に応え、次代を担う成長企業等への資金供給を行う等、我が国経済において健全に発展していくことが期待される。

3. ノンバンクの金融システム上の位置づけ

- ・ ノンバンクは、預金等を受け入れていないこと等から、銀行等とは異なり、経営の健全性維持の観点からの規制・監督を受けていないが、その国民経済上の役割等に鑑み、厳格な自己規律と自己責任原則の下、健全な経営を実施していくことが求められる。ノンバンクの経営の健全性は、基本的には市場の規律に委ねられるが、今後、貸手である銀行等のモニタリング機能の強化に期待するとともに、市場メカニズムがより有効に機能するような制度の整備が必要と考えられる。

4. ノンバンクの社債発行による貸付資金の受入れ

- ・ 出資法2条3項は、貸金業者（ノンバンク）が社債の発行により不特定かつ多数の者から貸付資金を調達することを禁止している。当該規定の趣旨は、大衆投資家の保護を図るとともに、金融仲介業務の公共性に鑑みこれを銀行等に限定することにあつたと考えられるが、今日、投資家保護のための諸制度が格段に整備されている一方で、企業の資金不足が解消され、金融仲介の多

チャンネル化が求められている状況にあることを踏まえると、同項による禁止の意義は失われつつあると考えられる。

- ・ 更に、出資法第2条3項に係る制約を廃止することについては、以下のメリットがある。
 - ①金融仲介チャンネルの多様化による経済全体の資金配分の効率化
 - ②市場による監視機能の導入による金融システムの透明化、安定化
 - ③ノンバンクの資金調達の多様化・弾力化による貸出金利の低下の可能性の拡大
 - ④ノンバンクの銀行依存の低下による自主性の発揮
 - ⑤証券市場全体の発展及び債権流動化・証券化の進展
- ・ 以上を踏まえると、出資法2条3項に係る制約は、基本的に廃止すべきものと考える。

5. ノンバンクの資金調達の多様化に伴い留意すべき点

- ・ ノンバンクの社債発行により、その金融仲介機能は、より銀行等の金融仲介機能に類似したものとなる。今後、金融システム改革が進展していく中で、様々な金融商品・サービスの提供が想定されるが、このような金融商品・サービスの多様化に対しては、投資家の自己責任を前提に、利用者の視点を重視した統一的、包括的なルールを構築する方向で検討すべきである。

その際、金融仲介や金融資産の管理・運用等の様々な金融サービスの扱い手に関する取扱いについても、その業務に係る共通の特性を考慮しつつ、更に検討する必要がある。

- 更に、現行の出資法についても、金融商品・サービスの多様化を踏まえ、預り金等の禁止のみならず、証取法のような行為規制や、金融犯罪・悪質業者のより効果的な取締りのための規定の整備についても、今後、併せて検討していく必要がある。
- ノンバンクの融資業務向け社債発行の自由化にあたっては、こうした金融サービスに係るルールの枠組みについての検討の方向をにらみつつ、現状における対応として、社債を発行するノンバンクに対し、以下の措置を講じるべきである。

①ディスクロージャーの強化

- 不良債権の状況、融資基準、審査体制（リスク管理体制）、大口融資の状況等、ノンバンクの融資業務の基本となる事項についてのディスクロージャーの義務づけ

②リスク管理体制、財産的基礎

- 銀行等の金融仲介機能に類似してくること等を踏まえ、最低限の要件として、人的構成（リスク管理体制）や財産的基礎（自己資本等）を求める。

③悪質業者による詐欺的行為の排除

- 解禁に乗じた悪質業者の詐欺的行為を阻止するための方策についても検討する必要があるが、上記②の人的構成や財産的基礎の要件は、悪質業者の参入阻止にも効果があるものと考えられる。

6. ノンバンクのCPの発行

- CPは、経済実態的には短期社債とも言うべきものであり、出資法2条3項を踏まえたノンバンクのCPの資金用途に係る制約についても、社債に関する制約と同様、

廃止すべきである。その場合、上記5. のルールは、CPにも適用すべきものと考えられる。

7. 債権流動化のための法制度の整備

- ノンバンクが債権流動化により調達した資金の使途についても、出資法2条3項を踏まえた制約があるが、当該制約についても、社債に関する制約と同様、廃止すべきである。
- 債権流動化については、一層の進展を促す観点から、債権の譲受者としての特別目的会社（SPC）の仕組作りや投資家保護のあり方等について検討する必要がある。その際、特債法の全面的見直しも含め、総合的に検討する必要がある。

II. 消費者信用を巡る諸問題

1. 消費者信用市場の規模の拡大

- 消費者向け金融及び販売信用を合わせた消費者信用全体の信用供与残高は、バブル期の前後を問わず、ほぼ一貫して増加傾向を示しており、平成7年では約74.8兆円と、昭和61年の約31兆円と比較し、約2.4倍の規模となった。

2. 多重債務問題

（1）多重債務問題の現状

- バブルの崩壊、景気の低迷等を背景に、個人の自己破産件数は急増しており、平成8年は約5万6千件と、過去最高の水準に達した。最近の傾向としては、浪費型破産よりも、中高年層のリストラ等を原因とする生活苦型破産が相対的に増えている、との指摘がある。

- ・ 多重債務者が自己破産に至る典型例としては、借金返済のために借金を繰り返すという自転車操業的な借入行動が見受けられ、取り敢えず正常に返済が行われるので、貸手側においても問題が表面化しにくく、その間に債務が雪だるま式に膨れ上がってしまう等の問題が指摘されている。
- ・ 最近、多重債務者を狙った悪質業者（いわゆる整理屋、紹介屋等）による被害も急増している。

（2）多重債務問題への対処

- ・ 消費者信用の適正な利用と健全な発展のためには、借手が自己責任意識の下、貸付条件等を正確に認識した上で、自己の返済能力に見合った借入を行うことが前提であるが、他方、貸手は、借手に対し貸付条件等を開示するとともに借手の返済能力に見合った与信を行う等、借手側の情報不足等を補完する適切な対応が求められる。多重債務問題に対しては、以上の考え方を基本としつつ、その実情を踏まえ、具体的に、以下の施策を講じていく必要がある。

①消費者信用教育の充実

- ・ 学校教育、社会人教育等の場での消費者信用教育や、消費者啓発活動の一層の充実
- ・ 主体的な学習能力、自己責任意識を養うことによる自立した経済主体としての消費者の育成

②カウンセリング機能の充実

- ・ 米国のC C C S（消費者クレジット

カウンセリングサービス）のような、借手の自力更生を促す予防的カウンセリング（家計管理や生活設計等に関する助言等）の実施

- ・ カウンセリングに入った旨を債権者に通知した場合に取立行為を制限する仕組みの導入
- ・ 各カウンセリング団体間の連携の一層強化及び各団体の一本化による第三者機関の設立

③与信審査の一層の厳格化等

- ・ 過剰融資禁止の規定等の基準をよりきめ細かなものにする等、過剰融資の抑制をより効果的なものにすること
- ・ 貸付条件等の開示、広告・勧誘規制等の行為規制の強化

④信用情報の交流

- ・ 与信審査の厳格化に資する観点から、業態毎の信用情報機関間の残高情報等の交流の促進

- ・ 個人信用情報の保護

⑤悪質業者の排除

- ・ 正常な貸金業者を仮装した悪質業者を排除する観点から、貸金業の登録申請時に貸金業を営む意思等を証明する書類の提出の義務づけや、登録の拒否要件等の強化等についての検討

3. 消費者信用全体に対する消費者保護の強化

- ・ 欧米においては、消費者信用取引について、販売信用も含め、かつ、業種の如何を問わず、統一的に規制する消費者信用保護法を制定している国が多い。
- ・ 我が国においては、消費者信用取引につ

いて、貸金業規制法、割賦販売法等で規制しているが、その内容は、欧米の消費者信用保護法における主要な規定は盛り込んでいるものの、特定の業態や信用供与の形態に着目して規制する形式を探っているため、業態や信用供与の形態が異なることにより規制のアンバランスが生ずる等の問題が指摘されている。

- ・ 今後、消費者信用市場の一層の拡大、取引形態の多様化等が予想される中で、消費者保護を適切に図っていくためには、現行の各業法を見直し、整合性を図っていく必要があるが、その場合、基本的には、欧米の統一的な消費者信用保護法のように、消費者信用を行う全ての業態に対する横断的な法制を構築することが望ましい。
- ・ 今後、消費者信用取引に係る法規制を見直す際には、併せて個人信用情報の保護のあり方についても検討を行う必要がある。

4. 金利規制のあり方

- ・ 現行の利息制限法、出資法等による金利規制については、金利は本来、市場によって決まるものであり、規制は好ましくないという考え方もあるが、現行の金利規制が借手の保護に資する効果を果たしていることは否定できず、現時点で金利規制自体を撤廃することは時期尚早と考えられ、将来的な課題として検討していくべきものと考えられる。
- ・ 現行の利息制限法と出資法の上限金利の間の隙間（グレーゾーン）については、それぞれの法律の規制の趣旨・態様や利息の定義等が異なることによるものであり、直ちに撤廃することは困難と考えられる。但

し、貸金業規制法による貸金業者に対するみなし弁済の規定については、競争条件の公平や外国の法制等も留意しつつ、更に検討を行っていくべきものと考えられる。

- ・ いずれにせよ、貸金業者に対しては、借手の保護の観点から、貸出金利の一層の引下げ努力が求められる。

5. その他

(1) 現実の取引形態に見合った法規定の見直し

- ・ いわゆる包括契約方式による貸付形態等、現実の取引形態を踏まえた規定の見直し

(2) 一層の規制緩和の実施

- ・ 消費者保護とは直接関係のない規制の緩和・撤廃（貸金業者の事務負担軽減等）
- ・ 消費者利便の向上の観点からの規制緩和・撤廃（銀行系クレジット・カード会社等に対する総合割賦等の解禁等）

◆証券取引審議会・デリバティブ特別部会、「有価証券関連の店頭デリバティブ取引について」を発表

証券取引審議会・デリバティブ特別部会は、5月20日、「有価証券関連の店頭デリバティブについて」を発表した。同報告書の概要は以下のとおり。

1. 報告書の背景

- （1）デリバティブ取引が世界的に拡大の一途を辿る中で、我が国においては、特に有価

証券関連のデリバティブ取引の種類が限られているという問題がある。

この背景には、有価証券関連の店頭デリバティブ取引のうち差金で決済するものについては、相場を使った差金授受を取引所外で行うことを禁止する証取法第201条や刑法賭博罪の構成要件に該当する疑義があるという法的問題がある。

(2) デリバティブ取引の金融・証券取引における重要性、我が国市場の国際競争力の確保の必要性などに鑑み、早急に所要の法的整備を行う必要がある。

2. 報告書のポイント

我が国における有価証券関連の店頭デリバティブ取引の健全な発展のために以下のルール整備を講じる必要がある。

(1) 賭博罪等との関係の明確化

有価証券関連の店頭デリバティブ取引を証券会社等の証券業務として証取法等に明記するとともに、証取法第201条（場外差金取引の禁止）の適用除外規定を設け、いわゆるリーガルリスクを取り除く。

(2) リスク管理体制の整備

デリバティブ取引はリスクが複雑に絡み合っているものもあり、とりわけ店頭取引は取引所取引に比べて、信用リスクや流動性リスクなど、直面するリスクが大きいことから、リスク管理体制の充実が不可欠である。

監督当局においては、自己資本規制をデリバティブ取引の実態に即したものとなる

よう見直すとともに、取引実態、営業主体のリスク量等を的確に把握できるよう報告徴求体制を整備する必要がある。

(3) 公正な取引のためのルール整備

デリバティブ取引の健全な発展のためには、適合性原則の確保、顧客への説明義務、タイムリーな情報提供を中心とした対顧客営業規制や、インサイダー取引規制、相場操縦規制等の不公正取引規制の整備が不可欠である。

(4) ディスクロージャーの充実

取引実態の透明性を高めるために、企業等の利用状況の開示を進めるとともに、デリバティブ取引を利用した商品の発行開示についても整備を行う。

(5) 営業主体の適格性と範囲

- イ. 店頭デリバティブ取引を営業として行う者は、十分なリスク管理能力と顧客に対する適正な営業遂行能力が不可欠である。
- ロ. 金利、為替、株価等の価格変動によるキャッシュフローを組み合わせる相対取引であるという店頭デリバティブ取引の性質に鑑みれば、金融機関が原資産である有価証券を取り扱えないとしても、原資産の受渡しを伴わない範囲であれば、十分なリスク管理能力等があると認められる限りは、証取法上の認可という枠組みの下で、金融機関に有価証券関連の店頭デリバティブ取引の営業を認めることが適当である。
- ハ. しかしながら、金融機関が大量の株式を保有している現状を勘案すれば、投資家としての立場と営業主体としての立場との間

での利益相反を防止するため、

- a. トレーディング勘定における株式関連店頭デリバティブ取引については、直ちに有効なヘッジを行うこと
- b. トレーディング勘定以外での株式関連店頭デリバティブ取引は、業者を相手としてのみ行うこと

を認可の基本的条件とするとともに、トレーディング勘定での株式関連店頭デリバティブ取引とそれ以外の勘定での現物株式取引・株式関連デリバティブ取引との間で、人、情報等に関する所要のチャイニーズウォールを設けること等が必要である。

こうした措置は、金融機関の経営の健全性の確保と投資家・預金者の保護の観点からも重要である。

◆東京証券取引所、株式売買代金等の即日資金化を決定

東京証券取引所は、5月20日の理事会において、同取引所経由の株式売買代金等につき、平成9年中を目処に日本銀行当座預金振替の利用により即日資金化を実現することを決定した。その概要は以下のとおり。

[売買取引代金等の即日資金化の趣旨]

本所は、売買代金等の資金決済について、決済リスクの削減、決済事務の効率化及び決済分野におけるグローバル・スタンダードとの調和を図る観点から、現行、翌日資金化の小切手の授受により行われている方法を改め、口座振替の方法により決済日当日に使用可能な資金（即日資金）での決済とする。

[売買取引代金等の即日資金化スキーム]

I. 決済代金の即日資金化スキーム

1. 対象となる決済代金

総括清算代金等現物取引の決済代金及び先物・オプション取引の値洗い差金・取引代金等

2. 決済代金の受払い方法

決済代金の受払いは、本所が指定する銀行（清算銀行）又は日本銀行に設けられた正会員・特別参加者（正会員等）及び本所の資金決済口座間での資金の振替により行うものとする。

正会員等による本所への支払いは決済日の午後1時まで、正会員等による本所からの受領は決済日の午後3時以降速やかに行うものとする。

3. 正会員等による資金決済口座の選定及び変更

正会員等は、清算銀行又は日本銀行のうちから1行を選定し、同行に資金決済口座を設けるものとする。

資金決済口座は、あらかじめ本所に届け出ることにより変更することができる。

II. 売買証拠金及び取引証拠金の差入・返戻スキーム

1. 対象となる証拠金

発行日決済取引の売買証拠金（現金預託分）及び先物・オプション取引の取引証拠金（現金預託分）

2. 証拠金の差入・返戻方法

正会員等は、売買証拠金又は取引証拠金

を金銭により預託する場合は、当日入金扱いでの振込により証拠金差入口座に入金するものとする。

本所は、正午までに正会員等が売買証拠金又は取引証拠金の返戻申込手続を行った場合には、証拠金を当日入金扱いでの振込により当該正会員等の証拠金返戻口座に入金する。

3. 正会員等による差入・返戻口座の選定及び変更

正会員等は、清算銀行のうちから1行を証拠金選定銀行として選定するものとし、同行に設けられた本所の証拠金口座を証拠金差入口座とする。

正会員等は、本所からの証拠金の返戻を受けるため、証拠金返戻口座を本所に届け出るものとする。

証拠金選定銀行（証拠金差入口座）及び証拠金返戻口座は、あらかじめ本所に届け出ることにより変更することができる。

III. 有価証券引渡票に係る預託金の差入・返戻スキーム

1. 対象となる預託金

有価証券引渡票（D. B.）に係る預託金

2. 預託金の差入・返戻方法

正会員等は、有価証券引渡票を発行する場合は、預託金を当日入金扱いでの振込により預託金差入口座に入金するものとする。

本所は、正午までに正会員等が有価証券引渡票の返済手続を行った場合には、預託

金を当日入金扱いでの振込により当該正会員等の預託金返戻口座に入金する。

3. 正会員等による差入・返戻口座の選定及び変更

正会員等は、清算銀行のうちから1行を預託金選定銀行として選定するものとし、同行に設けられた本所の預託金口座を預託金差入口座とする。

正会員等は、本所からの預託金の返戻を受けるため、預託金返戻口座を本所に届け出るものとする。

預託金選定銀行（預託金差入口座）及び預託金返戻口座は、あらかじめ本所に届け出ることにより変更することができる。

◆電子マネー及び電子決済に関する懇談会の報告書について

電子マネー及び電子決済に関する懇談会（金融制度調査会及び外国為替等審議会の共同勉強会）は、5月23日、報告書を発表した。同報告書の概要は以下のとおり。

電子マネー及び電子決済に関する懇談会は、近年、情報通信技術を活用した新たな決済サービスの開発が内外で進展していることを踏まえ、我が国における健全な発展のための環境を整備する観点から、電子マネー・電子決済に係る安全対策の確保や公正な取引ルールの形成、担い手のあり方等の諸課題について検討を行い、今般（5月23日）、報告書を取りまとめたところ。その概要は以下の通りである。

1. 電子マネー・電子決済の現状

- (1) 近年の情報通信技術の進展を背景として、金融サービスの分野においても電子化が進展している。こうした動きは、従来、企業による大口決済の分野で顕著であったが、最近では消費者による小口・小売決済の分野でも支払手段や支払方法を電子化し、利用者利便の向上を図る様々な試みが世界各地で進展している。我が国でも従来より金融サービスの電子化は進められてきているが、小口・小売決済の分野で広範囲での利用を目指した取組みは最近になって本格化している。
- (2) 情報通信技術を活用した新たな決済サービスは、当事者間で交換する「価値」を電子化したもの（決済手段の電子化）と金融機関の預金振替等の指図を電子的な方法により行うもの（決済方法の電子化）に一応区分できる。ここでは、「電子マネー」を電子化された決済手段の意味で用い、「電子決済」を主として新たな形態の決済方法の電子化を念頭に置きつつ、電子的な決済一般を意味するものとして用いる。

2. 電子マネー・電子決済に関する検討の視点

電子マネー・電子決済は、効率的な決済の手段・方法を提供し、金融部門の決済機能を高度化させるものであり、利用者利便向上の観点からもそれが健全かつ円滑に発展・普及していく環境整備を図る視点が重要である。これに加え、急速な技術革新の中で民間部門の技術開発や創意工夫を尊重するとの視点、電子マネー・電子決済の普及のため消費者の利用しやすい環境を整備するとの視点、国際的な利用等を念頭に置いて国際的な整合性に

配慮するとの視点を重視する必要がある。

3. 電子マネー・電子決済を支える技術

- (1) 電子マネーや電子決済については、偽造や通信途上での第三者による不正な介入等のリスクがあるが、高度な暗号技術や電子機器等を活用することにより相当程度有効な安全対策を講ずることは可能である。ただし、技術進歩に応じた不断の見直しは不可欠である。
- (2) 技術的な安全対策は、急速な技術革新の進展の中で、基本的に、サービス提供者が自らの責任において講じるべきものであり、利用者の選択を通じて適切な水準の確保を図ることが適当である。この観点から、機械化通達については廃止も含め見直しを行う一方、安全対策に関する比較可能な形での情報開示の確保や開示情報の真正性の確保等について検討を行う必要がある。ただし、特に小口・小売決済を対象としたものについては、高度な技術を容易に理解できない一般の消費者も安心して利用できる環境を整備する観点から、適切な消費者保護の措置が必要である。

4. 電子マネー・電子決済に係る取引ルール

- (1) 小口・小売決済を念頭に置いた電子マネー・電子決済については、専門的な知識や損失負担能力に限界のある一般の消費者も安心して利用できる環境を整備する観点から、サービス提供者によるサービス内容等の十分な説明、簡易な紛争解決手続の提供等の公正な手続の確保や、事故等の場合の消費者の損失負担額の限定等の公正な取引ルールの形成が必要である。特に、電子マネー等の新たなサービスについては、その円滑かつ健全な普

及を図る観点から、公正な取引ルールの形成を促進するための公的な関与についても検討が適当である。

(2) 電子マネー・電子決済の自由な開発・設計のための環境整備の観点から、電子決済に関する瑕疵ある意思表示の効力や電子マネーに関する譲受けの際の第三者対抗要件等の法律問題について、具体的な問題の発生状況にも配意しつつ、必要に応じ、立法的な解決に向けた検討を行っていくことが望まれる。

(3) 偽造の発生その他の理由から電子マネーの発行体が経営破綻を來した場合にも、その利用者が適切な保護を受けることができるよう、権利の実体的な保護とその実行手続の整備の双方について検討することが必要である。

5. 電子マネー・電子決済の扱い手

(1) 第三者の不正な介入のリスクが高いオープン・ネットワークにおいては、通信の安全を確保するための認証を行う認証機関の役割が重要となる。このため、その責任範囲や適格性に関する議論を進めていくことが必要である。

電子決済に関する認証を行う認証機関については、特に高い適格性が求められる。ただし、認証は決済サービスの一部とも考えられることから、消費者保護の観点からの適格性確保の措置が直ちに必要となる訳ではないことに留意が必要である。なお、金融機関による認証サービスの提供も許容していくことが適当である。

(2) 電子マネーの発行体には高い財務上の健全性や十分な技術的・事務的な能力といった適格性が求められるが、その発行体が銀行法等による免許を受けた現行の預金受入金融機関に限られるべきということには必ずしもならない。新規参入を促進し、多様な主体による市場での競争を通じた電子マネーの発展を図る観点からは、むしろ、そうした現行の預金受入金融機関以外の主体も電子マネーの発行ができるような制度整備を行うことが適当である。

小口・小売決済を念頭に置いた電子マネーの発行体については、一般の消費者も安心して利用できる環境を整備するとともに、信用秩序の維持を図る等の観点から、適切な参入ルールの設定や監督等の適格性確保の措置が必要である。銀行法等による免許を受けた現行の預金受入金融機関の場合は既存の監督の枠組みの下で適格性の確保は可能と考えられるが、それ以外の主体に関しては、資産運用の安全性・流動性の高い資産への限定や業務運営の監督等の適切な適格性確保の措置が必要になると考えられる。

6. 電子マネー・電子決済と金融政策等

(1) 電子マネーの普及は、理論的には金融緩和効果を生じさせるものである。また、支払準備需要の不安定化や中央銀行のバランスシートの縮小により、中央銀行の適切な金融調節に支障を生じさせるおそれがあるとの指摘もある。ただし、いずれにしても、普及が急激かつ大幅に進展しない限りは深刻な問題を生ずる懸念はなく、また、仮に問題が生じた場合でも適切な対策を講ずることが可能である。

(2) 電子マネー・電子決済は国境を越えた決済サービスの提供を容易にするものであり、我が国金融機関等の国際競争力の一層の強化が必要となる。こうした観点から、国際的な利用可能性も考慮したサービスの開発が求められるとともに、制度的な枠組みについても国際的に整合性のとれたものとすることが必要である。なお、外国の主体のサービスに関しては、国内の利用者保護の措置が適切に機能しないおそれもあることには留意が必要である。

7. 電子マネー・電子決済と社会経済秩序の維持

(1) 電子マネーの不正使用については、特に電子マネーによる資金移動が匿名性をもつ場合

にマネーロンダリングや脱税等に使用されるおそれがあるとの指摘がある。限度額の設定等の安全対策上の措置により、相当程度不正使用の防止も図られると見込まれるが、将来、特に多額の資金が取り扱われるようになった場合には、諸外国との協調を図りつつ、対策を講ずることが必要となることも考えられる。

(2) 電子マネーは、原則として、強制通用力のある通貨である紙幣の機能の保護を目的とした紙幣類似証券取締法の適用対象とはならぬが、電子マネーの普及により通貨秩序の維持に関わる事態が生じるような場合には、厳正な対応を図っていく必要がある。

◆現行金利一覧 (9年6月16日現在) (単位 年%)

	金 利	実施時期()内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	0.5	7.9. 8 (1.00)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	0.75	7.9. 8 (1.25)
短期プライムレート	1.625	7. 9.14 (2.0)
長期プライムレート	2.9	9. 6.11 (3.1)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	2.90	9. 6.11 (3.10)
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	2.90	9. 6.11 (3.10)
・住宅金融公庫	3.10	8.10. 9 (3.25)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	2.60	9. 6. 6 (2.50)
(期間5年~7年)	2.75	9. 6. 6 (2.55)
(期間7年以上)	2.90	9. 6. 6 (2.60)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期は同採用レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件 (9年6月16日現在)

		発 行 条 件	改定前発行条件
国 債 (10年)		〈6月債〉 応募者利回り(%) <u>2.594</u> 表面利率(%) <u>2.7</u> 発行価格(円) <u>100.84</u>	〈5月債〉 2.295 2.4 100.85
割引国債(5年)		〈5月債〉 応募者利回り(%) <u>1.626</u> 同税引後(%) <u>1.321</u> 発行価格(円) <u>92.25</u>	〈1月債〉 1.792 1.455 91.50
政府短期証券(60日)		〈7年9月13日発行分～〉 応募者利回り(%) 0.374 割引率(%) 0.375 発行価格(円) 99.9384	〈7年7月31日発行分～〉 0.625 0.625 99.8973
政府保証債(10年)		〈6月債〉 応募者利回り(%) <u>2.864</u> 表面利率(%) <u>2.8</u> 発行価格(円) <u>99.50</u>	〈5月債〉 2.431 2.4 99.75
公募地方債(10年)		〈6月債〉 応募者利回り(%) <u>2.877</u> 表面利率(%) <u>2.8</u> 発行価格(円) <u>99.40</u>	〈5月債〉 2.443 2.4 99.65
利付金融債(3年物)		〈6月債〉 応募者利回り(%) 1.500 表面利率(%) 1.5 発行価格(円) 100.00	〈5月債〉 1.500 1.5 100.00
利付金融債(5年物)		〈6月債〉 応募者利回り(%) <u>2.000</u> 表面利率(%) <u>2.0</u> 発行価格(円) 100.00	〈5月債〉 2.200 2.2 100.00
割引金融債		〈6月後半債〉 応募者利回り(%) 0.553 同税引後(%) 0.462 割引率(%) 0.54 発行価格(円) <u>99.46</u>	〈6月前半債〉 0.553 0.462 0.54 99.45

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆米国連邦公開市場委員会(FOMC)、3月25日開催の同委員会議事録を公開

5月22日、米国連邦公開市場委員会は、3月25日に開催した同委員会の議事録を公開した。その主な内容は、以下のとおり。

(結論)

準備ポジションに対して若干きつめの圧力をかけることを決定（なお、政策変更後のFOMCのステートメントにおいて、短期金融市場の需給を若干引き締めることを通じ、FF<フェデラル・ファンド>レートを現状の5.25%から5.5%へ0.25%ポイント上昇させるよう促すことを決定した旨、公表）。

次回開催日までの政策変更の余地については、中立のディレクティブを採択。

(議論の要点)

(1) 米国経済は、97年入り後も、96年第4四半期の驚くべき力強い成長が続いている。先行きについては、拡大のテンポがある程度鈍化することは避けられないとみられるが、鈍化のタイミングや程度については、不確実性が大きい。中でも、消費は雇用や所得拡大テンポの鈍化とともに、おそらく現状の高い伸びから減速するとみられるが、多くの委員が、そうした見方のリスクがアップサイドにあることを指摘。また、在庫投資にも現状の低い在庫率からみて、アップ

サイドリスクがある。

(2) 物価面をみると、タイトな労働需給にもかかわらず、インフレは落ち着いており、現状インフレ率上昇の兆候も見当たらない。しかしながら、総需要の強まりや資源利用率の高まり、なかでも一段の労働の高雇用から、インフレリスクはかなり増大している。

この間、労働コストの上昇は、幾分加速したにすぎないが、先行きは、職確保への不安（job security concerns）や医療コストの伸びの抑制といった、これまで労働コスト抑制に寄与してきた一時的要因が、すぐにも消失し始める可能性があることに留意する必要。

(3) 当面の政策運営については、確かに、いつこれまでの良好な物価環境が終了するかについて、確信をもって予測することはできないが、現状の金融環境の下で総需要が強まってきた状況下にあっては、インフレの萌芽を防ぐためにも予防的な金融引き締めの必要性は明白である。一方、金融引き締めによって成長が阻害されるリスクはほとんどないとみられる。こうした判断から全員一致で準備ポジションに対して若干きつめの圧力をかけることを決定。

なお、一部の委員は、景気の腰の強さやインフレ圧力の高まりを考慮した場合、より大幅な引き締めが必要であると主張した。こうした意見に対して、別の委員からは、先行きの景気・インフレ動向が不確実な状

況下にあっては、より慎重な政策対応が望ましいとの意見が出された。

次回会合までの政策変更の余地については、一部の委員が引き締めバイアスの維持を主張したが、いずれかの時点で追加的引き締めが必要となるとしても、次回会合までに必要となる可能性は少ないと判断から、結局全ての委員が中立のディレクティブに同意した。

◆イングランド銀行、レポ金利を0.25%引き上げ

イングランド銀行は、6月6日、政策金利(repo rate^(注))を0.25%引き上げて、6.50%とする旨決定(即日実施)。イングランド銀行による金利の引き上げは、今次引き締め局面入り後3回目(第1回96年10月30日、第2回97年5月6日)。なお、ロンドン手形交換所加盟大手銀行もこれを受けて、即日ベース・レート(基準貸出金利)を0.25%引き上げ(6.25%→6.50%)。

本決定は、イングランド銀行内部に新設された金融政策委員会(Monetary Policy Committee)の初回会合終了後に発表された。金利引き上げの背景としては、①個人消費の急速な拡大、②マネーサプライの増加、③賃金の上昇、等を挙げており、イングランド銀行が5月のインフレ・レポートで打ち出した政策判断に基づくもの。

(注) 今回から政策金利変更発表において、これまでの最低貸出金利(Minimum Lending Rate)に代えて、repo rateを採用。これは、「英國債レポ市場の拡大に伴い、本年3月3日以降、マネーマーケットの主要調節手段を英國債レポ取引へシフトした」という実態に即したもの(イングランド銀行)。

◆韓国金融改革委員会、第二次答申を発表

金融改革委員会(大統領の諮問機関)は、6月3日、以下の内容の第二次答申を発表した。主な内容は以下のとおり。

①中央銀行の独立性向上

金融通貨委員会を韓国銀行の最高意思決定機関とし、議長を、現行の財政経済院(大蔵省に相当)長官から韓国銀行総裁に変更する。

②金融監督制度の改善

大統領直属の機関として金融監督委員会を新設し、傘下にイ)既存の銀行監督院、保険監督院、証券監督院を統合した金融監督院、ロ)証券市場を監視する証券・先物取引委員会、ハ)金融機関の倒産に備えた統合預金保険機構、を設置する。

◆タイ政府、1998年度予算案の修正を閣議決定

タイ政府は、5月21日、1998年度(1997年10月~1998年9月)予算案の歳出を、公務員給与等を中心に当初比260億バーツ削減(当初:10,080億バーツ→修正後:9,820億バーツ)することを閣議決定した。

◆タイ中央銀行、1997年実質GDP成長率見通しを下方修正

タイ中央銀行は、5月27日、1997年の実質GDP成長率見通しを前年比+5.9%に下方修正した(1997年実質GDP成長率見通し<前年比>:1996年12月時点+7.1%→1997年2月時

点+6.8%→5月12日時点+6.0%→今回+5.9%)。

◆タイ、株式市場救済基金の設立を発表

タイのアムヌアイ副首相兼蔵相は、5月17日、国内商業銀行の共同出資により、株式市場救済基金を設立することを発表した。タイ銀行協会が21日公表したところによると、同基金のスキームは以下のとおり。

- ①商業銀行が出資し、基金の規模は500億バーツ（約2,200億円）とする。
- ②当初3年間は、200億バーツの規模で基金を運営する（残り300億バーツは状況に応じて拠出を決定）。
- ③100億バーツの基金を本年5月21日に設立、即日運用を開始する（残り100億バーツの拠出時期は不明）。
- ④各行の拠出額は、1997年3月末の預金シェアに応じて決定し、ファンドマネージャーはクルンタイ銀行とする。

◆インドネシア総選挙で与党圧勝

インドネシアでは、5月29日、第7回総選挙が実施され、与党ゴルカルが圧勝した。得票結果は、ゴルカル74.27%、開発統一党（P P P）22.66%、インドネシア民主党（P D I）3.07%であった。

◆中国政府、「国有企业および上場企業による株式投機禁止規定」を発出

中国人民銀行、国務院証券管理委員会および国家経済貿易委員会は、5月、最近の株式相場過熱の抑制を企図し、「国有企业および上場企業による株式投機禁止規定」を発出した。主な内容は、

- ①国有企业および上場企業による、長期保有目的以外の投機的な株式投資の禁止、
- ②国有企业および上場企業による、銀行からの借入資金等を用いた株式投資の禁止。

◆中国人民銀行、「銀行資金の株式市場への違法な流入を禁止することに関する通知」を発出

中国人民銀行は、6月5日、「銀行資金の株式市場への違法な流入を禁止することに関する通知」を発出した。主な内容は、

- ①商業銀行の信託投資業務および株式投資業務を禁止、
- ②6月6日より商業銀行の証券取引所における債券現先等の取引を停止、
- ③中国人民銀行は、商業銀行、信託投資会社、証券会社およびノンバンク間におけるインターバンク取引を厳格に管理、
- ④商業銀行による株式購入資金の融資禁止、
- ⑤証券の信用取引を禁止する。